

出 願

■ 出願に際しての注意

- (1) 不備のある出願書類及び受付期間外の出願は受け付けません。
- (2) いったん受理した出願書類及び入学検定料は返還しません。
ただし、返還基準の事由に該当する場合は、返還することがあります(42頁参照)。
- (3) 入学志願票、出願書類の記入事項に虚偽があった場合は、合格を取り消します。
- (4) 出願書類提出後に以下の変更はできません。
①出願の取り消し ②志望学部・学科・専攻の変更 ③試験区分の変更
*その他の項目を変更するときは、北里大学入学センター(TEL 042-778-9760)にお問い合わせください。

■ 出願資格の確認について(外国の学校等を卒業(見込み)の方)

外国の学校等を卒業した方(卒業見込み含む)は、出願資格の確認が必要となる場合があります。出願の前に(出願を検討されている段階で)、北里大学入学センターにお電話またはメールにて問い合わせの上、以下の書類を提出してください。

なお、2021年4月1日までに留学等、本学入学に支障のない在留資格を取得できない場合は、入学を認めません。また、本学の入学試験及び入学後の教育は全て日本語で行われます。

- (1) 提出書類
 - ①「出願資格の確認依頼書」
*様式は本学ホームページ「受験生サイト」からダウンロードできます。
 - ②出願資格を証明する書類
- (2) 提出期限
出願締切日の2週間前まで
*学部・試験制度により締切日が異なりますので、各試験日程をご確認ください。

■ 受験上及び修学上の配慮について(受験上の配慮は事前申請が必要です)

病気・負傷や障がい等のために受験上または修学上の配慮を必要とする方は、出願の前に(出願を検討されている段階で)、北里大学入学センターにお電話またはメールにてご相談ください。

ご相談いただいたのち、受験上の配慮を希望する場合は、以下の書類を提出してください。

- (1) 提出書類
 - ①「受験上の配慮申請書」
*様式は本学ホームページ「受験生サイト」からダウンロードできます。
 - ②、③のいずれか
 - ②医師による診断書(原本)または障害者手帳(コピー)
 - ③大学入学共通テストで受験上の配慮決定を受けている場合
「受験上の配慮事項決定通知書」(コピー)または「審査結果通知書」(コピー)、及び診断書(大学入学共通テスト様式・コピー)
- (2) 提出期限
出願締切日の2週間前まで
*学部・試験制度により締切日が異なりますので、各試験日程をご確認ください。

*事前相談及び受験上の配慮申請は、受験上及び修学上の配慮事項について確認するためのものであり、合否判定及び出願可否とは一切関係ありません。

*申請に基づき配慮内容を決定します。決定に時間がかかる場合もありますので、可能な限り早めにご相談ください。

なお、決定され次第、「受験上の配慮事項決定通知書」を送付します。

*提出期限以降に不慮の事故等(交通事故、負傷、発病等)により受験上の配慮が必要となった場合は、速やかにご相談ください。

*申請が試験直前であったり、申請の内容によっては、希望する配慮や支援を講じることができない場合がありますので、ご了承ください。

*修学上の配慮については、入学決定後、入学する学部に変更してご相談いただき、配慮事項を決定していきます。

*疾病などにより本学の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合は、入学を許可しないことがあります。